

## 平成28年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

平成29年6月15日  
内閣府沖縄総合事務局  
総務部公正取引室

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての自発的な情報提供（申告）が期待しにくい事態にあることから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者420名（製造委託等<sup>（注1）</sup>248名、役務委託等<sup>（注2）</sup>172名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者500名（製造委託等317名、役務委託等183名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区分 年度	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
	全国	沖縄	全国	沖縄
平成28年度	39,150	420	214,500	500
製造委託等	25,696	248	151,912	317
役務委託等	13,454	172	62,588	183
平成27年度	39,101	420	214,000	500
製造委託等	26,559	251	151,499	220
役務委託等	12,542	169	62,501	280
平成26年度	38,982	288	213,690	411
製造委託等	25,935	188	152,504	273
役務委託等	13,047	100	61,186	138

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は47件（製造委託等28件、役務委託等19件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが46件、下請事業者等からの申告によるものが1件である。

##### イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は47件（製造委託等28件，役務委託等19件）であり，このうち43件（製造委託等24件，役務委託等19件）について指導を行った。主な指導事件の概要は別紙1のとおりである。

ウ 管内の措置件数

管内を含む全国の都道府県ごとの措置件数の内訳は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
						措 置			不問	計
		書面 調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	(注) 勧告	(注) 指導	小計		
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	沖縄	46	1	0	47	0	43	43	4	47
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	沖縄	27	1	0	28	0	24	24	4	28
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	沖縄	19	0	0	19	0	19	19	0	19
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	沖縄	41	0	0	41	0	40	40	2	42
製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	沖縄	22	0	0	22	0	22	22	1	23
役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	沖縄	19	0	0	19	0	18	18	1	19
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	沖縄	53	0	0	53	0	45	45	7	52
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	沖縄	36	0	0	36	0	30	30	5	35
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	沖縄	17	0	0	17	0	15	15	2	17

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には，消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると，延べ合計で75件となっており，このうち，製造委託等に係るものが45件，役務委託等に係るものが30件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は48件（類型別件数の延べ合計の64.0%）となっており，このうち，製造委託等に係るものが31件，役務委託等に係るものが17件と

なっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は27件（類型別件数の延べ合計の36.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が18件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の66.7%）、②買ったたきが6件（同22.2%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は14件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が9件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の64.3%）、②下請代金の減額及び③買ったたきがそれぞれ2件（同14.3%）等となっている。

(1) 役務委託等に係る実体規定違反は13件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が9件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の69.2%）、②買ったたきが4件（同30.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反												合計		
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計			
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	沖縄	36	12	48	0	18	2	0	6	0	1	0	0	0	0	27	75	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
	製造委託等	沖縄	21	10	31	0	9	2	0	2	0	1	0	0	0	0	14	45
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
	役務委託等	沖縄	15	2	17	0	9	0	0	4	0	0	0	0	0	0	13	30
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	沖縄	37	5	42	0	23	5	0	1	0	1	0	0	0	0	30	72	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
	製造委託等	沖縄	20	4	24	0	11	5	0	1	0	1	0	0	0	0	18	42
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
	役務委託等	沖縄	17	1	18	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	30
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	沖縄	41	7	48	0	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	22	70	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
	製造委託等	沖縄	28	4	32	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	45
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
	役務委託等	沖縄	13	3	16	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	25

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

下請代金の支払遅延事件において、親事業者は、下請事業者10名に対し、総額2万円の遅延利息を支払った（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	沖縄	3名	10名	2万円
平成27年度	全国	124名	2,857名	3億2691万円
	沖縄	7名	20名	47万円
平成26年度	全国	91名	1,783名	6299万円
	沖縄	2名	6名	1万円

## 第2 企業間取引の公正化への取組

沖縄公正取引室においては、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成28年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法に係る講習会

#### (1) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定めており、沖縄公正取引室は、内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。

平成28年度においては、当該講習会を1会場で実施した。

#### (2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成28年度においては、当該講習会を1会場で実施した。

### 2 下請法等に係る相談・指導

#### (1) 相談・指導

沖縄公正取引室では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。平成28年度においては7件に対応した。

#### (2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在

する地域に沖縄公正取引室の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成28年度においては、当該相談会を1会場で実施した。

### 3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成29年3月末時点における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員は3名である。

平成28年度においては、6月から10月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## 平成28年度における主な指導事件

### 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 酒類の容器の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月20日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長20日の支払遅延が生じたこととなった。
- ② 加工食品の袋詰め及びラベル貼りを下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたこと、また、下請事業者と書面による合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ チラシの印刷に用いるデータ制作を下請事業者へ委託しているC社は、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているにもかかわらず、下請事業者が納品したデータを用いて製版する日を納品日とすることによって、一部のデータの下請代金について、納品した月の翌々月末日に下請代金を支払っていた。

## 別紙2

## 措置件数（6,313件）の地区ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地 区	平成28年度	平成27年度	平成26年度
北海道地区【北海道】	190 (3.0)	184 (3.1)	169 (3.1)
東北地区【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】	322 (5.1)	303 (5.1)	292 (5.3)
関東甲信越地区【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県】	2,948 (46.7)	2,730 (45.6)	2,178 (39.8)
中部地区【富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】	692 (11.0)	646 (10.8)	641 (11.7)
近畿地区【福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】	1,273 (20.2)	1,261 (21.1)	1,255 (23.0)
中国地区【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】	366 (5.8)	364 (6.1)	363 (6.6)
四国地区【徳島県、香川県、愛媛県、高知県】	126 (2.0)	112 (1.9)	187 (3.4)
九州地区【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】	353 (5.6)	344 (5.7)	338 (6.2)
沖縄地区【沖縄県】	43 (0.7)	40 (0.7)	45 (0.8)
合 計	6,313 (100)	5,984 (100)	5,468 (100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) ( ) 内の数値は合計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。